別表一の表中

（ふりがな） 代表者 記名押印	（ふりがな） 代表者

を

分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 （別表六（五の二）「７」＋別表十七（三の十二）「３」）	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 （別表六（五の二）「７」＋別表十七（三の六）「３」）

に、改め、同表の記載要領等第四号(1)中「、第42条の12の３第５項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を「、又は」に改め、「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の３第５項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）若しくは」を加え、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の10第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）若しくは第42条の11第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削り、同号(2)中「別表六（三十一）「31」」を「別表六（三十五）「31」」に改め、同第九号(1)ロ中「及び同法第116条」を「、同法第116条」に改め、「マンション敷地売却組合」に次に「及び同法第164条（敷地分割事業の実施）に規定する敷地分割組合」を加える。

別表一の二の表中

（ふりがな） 代表者 記名押印	（ふりがな） 代表者

を

分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 （別表六の二（二の二）「７」＋別表十七（三の十二）「７」）	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る個別控除対象所得税額等相当額の控除額 （別表六の二（二の二）「７」＋別表十七（三の六）「７」）

に、改め、同表の記載要領等第四号(1)中「、第68条の15の４第５項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を「、又は」に改め、「所得税法等の一部を改正する法律（令和３年法律第11号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の15の４第５項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）若しくは」を加え、「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の14第５項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）若しくは第68条の15第５項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）」を削り、同号(2)中「別表六（三十一）「31」」を「別表六（三十五）「31」」に改める。

別表一の三の表中

（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者 記名押印	（ふりがな） 国内源泉所得に係る事業等の責任者

を

に改め、同表の記載要領等第四号中「別表六（三十一）「31」」を「別表六（三十五）「31」」に改める。

別表三の二の表中

外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 （別表十七（三の十二）「１」）	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 （別表十七（三の六）「１」）

を

に、

住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者等以外の法人 （（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」）－別表六（十二）「６」－別表六（十三）「17」－別表六（十四）「22」－別表六（十五）「24」－別表六（二十二）「22」－別表六（二十三）「23」－別表六（二十九）「28」－別表六（三十）「13」）
	中小企業者等 （（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」）－別表六（九）「20」－別表六（十一）「11」－別表六（十二）「６」－別表六（十三）「17」－別表六（十四）「22」－別表六（十五）「24」－別表六（十八）「19」－別表六（十九）「18」－別表六（二十）「39」－別表六（二十二）「22」－別表六（二十三）「23」－別表六（二十四）「24」－別表六（二十五）「21」－別表六（二十七）「16」－別表六（二十八）「22」－別表六（二十九）「28」－別表六（三十）「13」）

を

住民税額の計算の基礎となる法人税額	中小企業者等以外の法人 （（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」）－別表六（十三）「17」－別表六（十四）「22」－別表六（十五）「24」－別表六（二十二）「22」－別表六（二十三）「23」－別表六（三十三）「28」－別表六（三十四）「13」）
	中小企業者等 （（別表一「２」＋「５」＋「７」－「12」－「41」）－別表六（九）「21」－別表六（十二）「11」－別表六（十三）「17」－別表六（十四）「22」－別表六（十五）「24」－別表六（十八）「19」－別表六（十九）「18」－別表六（二十）「39」－別表六（二十二）「22」－別表六（二十三）「23」－別表六（二十四）「24」－別表六（二十五）「21」－別表六（二十七）「22」－別表六（二十八）「21」－別表六（三十）「16」－別表六（三十一）「22」－別表六（三十二）「35」－別表六（三十三）「28」－別表六（三十四）「13」）

に改める。